

報道関係者各位

平成31年1月24日
福祉保健部健康増進課
課長 下川 和夫
電話 055-223-1494

山梨県のインフルエンザの発生状況について (中北保健所峡北支所管内で警報レベル入り)

平成31年第3週(1月14日~1月20日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数
中北保健所峡北支所管内:34.3人^{※1}

中北保健所峡北支所管内がインフルエンザの警報レベル^{※2}に入り、全ての保健所管内で警報レベルとなりました。

今後、さらに流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【中北保健所峡北支所管内】 8 定点医療機関の合計報告数 274 人 274 人 ÷ 8 医療機関 = 34.3

※2 県内全体で定点1医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行期入り
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部
3週 (1/14~1/20)	48.7	54.4	34.3	66.3	32.3	44.6
2週 (1/7~1/13)	38.5	43.9	27.9	47.0	40.7	32.3
1週 (12/31~1/6)	11.3	14.5	6.63	10.6	21.7	7.56
52週 (12/24~12/30)	7.41	7.14	5.63	6.71	6.00	10.4
51週 (12/17~12/23)	4.66	3.86	6.00	3.14	1.67	6.89

参考：中北保健所管内、峡東保健所管内、峡南保健所管内、富士・東部保健所管内では第2週から警報レベル入りとなっており、警報レベルにある保健所の管内人口の合計が、山梨県全体の人口の30%を超えたので、山梨県で警報レベルに入ったと考えられます。

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。